議 日程第8「議案第6号松田町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する 条例」について、町長の提案説明を求めます。

町 長 議案第6号松田町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を別紙 のように定める。

令和4年3月2日提出、松田町長 本山博幸。

提案理由。消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律が一部改正されたため、所要の改正をしたいので提案するものでございます。よろしくお願いいたします。

総 務 課 長 それでは、議案第6号松田町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する 条例につきまして説明させていただきます。

> 改正の理由といたしまして、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する 法律が一部改正されたため、条文の整備等を図るものでございます。

> それでは、議案を2枚おめくりいただきまして、3枚目、参考資料1を御覧ください。新旧対照表でございます。右が現行、左が改正案でございます。

第3条の第2項のただし書きをですね、削るものでございます。

恐れ入ります。議案を1枚お戻りください。附則でございます。第1項につきまして、施行期日につきましては令和4年4月1日から施行するものでございます。第2項につきましては、経過措置としまして、この条例の施行の際に現に担保に供されている傷病補償年金等について、この条例の施行日以後の取扱いを定めているものでございます。

なお、参考資料2につきましては、前回の全員協議会で御説明させていただきました資料を添付させていただいておりますので、後ほど御高覧ください。

以上で説明を終わらさせていただきます。よろしく御審議のほどお願いいた します。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

質疑なしとのお声ですが…(「なし」の声あり)質疑なしと認めます。

討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論省略とのお声ですが、討論を省略して採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。議案第6号松田町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。